

豊川駅周辺地区公共空間整備計画検討及び設計業務に係るプロポーザル評価基準

評価項目	評価の視点	配点																																																									
1 業務内容の的確性	<p>本業務を進めるスケジュールについて記述。                      主なスケジュールについては次のとおり。                      ・業務期間は令和8年2月27日までです。                      ・令和7年度予算要求時期（令和6年9月13日）までに概算工事費の積算及び関係資料の作成をお願いします。</p> <p>(参考)エリア別の工事施工時期について ※整備内容・関係機関との調整により変更となる場合があります。</p> <table border="1" data-bbox="325 427 1382 813"> <thead> <tr> <th rowspan="2">エリア</th> <th rowspan="2">工事内容</th> <th colspan="5">施工時期（予定）</th> </tr> <tr> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> <th>令和9年度</th> <th>令和10年度</th> <th>令和11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A</td> <td>2車線化</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">←→</td> <td>⋯⋯</td> <td>⋯⋯</td> <td>⋯⋯</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">B</td> <td>石畳風舗装</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>レトロな照明</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">←→</td> <td>⋯⋯</td> <td>⋯⋯</td> <td>⋯⋯</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>看板設置</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2">←→</td> <td>⋯⋯</td> <td>⋯⋯</td> <td>⋯⋯</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="999 824 1342 943" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>凡例</p> <p>←→ ⋯⋯ 工事施工時期</p> <p>←⋯⋯→ ⋯⋯ 大開帳に向けた提案がある場合に想定される工事施工時期</p> </div>	エリア	工事内容	施工時期（予定）					令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	A	2車線化	←→					その他	←→		⋯⋯	⋯⋯	⋯⋯	B	石畳風舗装	←→					レトロな照明	←→					その他	←→		⋯⋯	⋯⋯	⋯⋯	C	看板設置		←→				その他	←→		⋯⋯	⋯⋯	⋯⋯	10
エリア	工事内容			施工時期（予定）																																																							
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度																																																					
A	2車線化	←→																																																									
	その他	←→		⋯⋯	⋯⋯	⋯⋯																																																					
B	石畳風舗装	←→																																																									
	レトロな照明	←→																																																									
	その他	←→		⋯⋯	⋯⋯	⋯⋯																																																					
C	看板設置		←→																																																								
	その他	←→		⋯⋯	⋯⋯	⋯⋯																																																					
2 業務委託金額の積算	<p>・豊川市バリアフリー基本構想を踏まえた提案をお願いします。</p> <p>プロポーザル実施要領「1 業務概要 (3) 業務場所」図面中 (A) における空間の高質化(注)の提案について記述。                      ・現状4車線となっている車道を2車線化することを前提とした提案をお願いします。                      ・イメージパースの作成をお願いします。</p>	20																																																									
3 業務の実績	<p>プロポーザル実施要領「1 業務概要 (3) 業務場所」図面中 (B) における空間の高質化(注)の提案について記述。ただし、次の①②の内容は必須とし、豊川稲荷表参道地区計画を踏まえた提案とすること（①②以外の提案を拒むものではない）。</p> <p>①石畳風の舗装                      ②日中でも空間の雰囲気向上させるレトロな照明                      ・イメージパースの作成をお願いします。</p>	20																																																									
4 取組み姿勢	<p>プロポーザル実施要領「1 業務概要 (3) 業務場所」図面中 (C) における空間の高質化(注)の提案について記述。ただし、次の内容は必須とする（①以外の提案を拒むものではない）。</p> <p>①駅東立体駐車場の敷地内に案内看板の設置                      ・イメージパースの作成をお願いします。</p>	10																																																									
2 業務委託金額の積算	<p>本業務委託金額は28,391千円以内（消費税及び地方消費税を含む）としていますが、その積算内訳を年度別に記述。</p>	5																																																									
3 業務の実績	<p>プロポーザル実施要領「3 参加資格(7)」に記載されている同種・類似業務の実績（特に本業務において参考となる実績）について記述。</p>	10																																																									
4 取組み姿勢	<p>本業務を実施するための取組方針を記述。</p>	5																																																									
5 個別提案内容について	<p>打合せなどの運営体制、担当者の経験、実績についての記述。</p>	5																																																									
	合 計	100																																																									

区分	評価	評価係数
A	特に優秀である／高度な能力を有している／十分な実績がある	1.0
B	優れている／十分な能力を有している／実績がある	0.8
C	平均的・普通である／平均的な能力である	0.6
D	物足りない／若干劣る能力である	0.4
E	不安・不満である／能力が劣る	0.2
F	記載なし／実績なし	0.0

#### 評価の方法について

(1) 評価点は以下のとおり算出する。

$$\text{評価点} = \text{配点} \times \text{評価係数}$$

(2) ただし、業務委託金額の積算の評価点は、「豊川駅周辺地区公共空間整備計画検討及び設計業務に係るプロポーザル提案書作成要領」の「2 業務委託金額の積算」に基づき提出された積算内訳の総額で評価する。

提案書提出者の中で最低見積金額を提示した者の評価点を5点とし、他の提案書提出者が提示する評価点は次の計算式で算出する。

$$\text{最低見積金額} / \text{他の提案書提出者が提示する見積金額} \times 5 \quad (\text{小数点第2位以下四捨五入})$$

(3) 評価点が最も高い者を受託候補者とするが、複数あったときは、選定委員会の委員長を除く各委員による投票で上位者を決定する。

(4) 提案者が1者のみの場合で、各選定委員の評価点の平均点が満点の6割を満たすときは、当該提案者を受託候補者として特定する。